

海外経済要録

米州諸国

◇米国、米ドルの新平価をIMFに通告

コナリー米財務長官は5月5日、平価変更法(4月3日成立、4月号「要録」参照)に続いて関連歳出予算法(米ドル減価に伴うIMF等国際機関への追加出資<総額16億ドル>に関するもの)が成立したのに伴い、IMFに対して米ドルの平価変更(5月8日正午発効)を正式に通告した。新平価は、1米ドル当り純金0.818513グラムおよび純金1トロイ・オンス当り38米ドル(旧平価は1米ドル当り純金0.888671グラムおよび純金1トロイ・オンス当り35米ドル)の2本建で表示される。この結果、71年12月18日に主要国間で合意をみた多角的通貨調整に基づく米国の手続はすべて完了したことになる。これをうけてIMFは8日、米国による新平価の提議(propose)を記録(note)した旨発表した。

◇米国財務省、西ドイツ・ブンデスバンクに対し特別証券を売却

米国財務省は4月7日、西ドイツ・ブンデスバンクに対する非市場性中期財務省特別証券(総額25億ドル)の発行につき、同行との間で取決めが成立した旨発表した。

同証券発行は、同行保有の市場性ある短期財務省証券(19億ドル、第2四半期中に満期到来)および非市場性短期財務省特別証券(6億ドル)と引換えに行なわれるものであり、同種の取決めは昨年6月(総額50億ドル)にも実施された(46年7月号「要録」参照)。

◇米国連邦準備制度、売戻し条件付き買オペ金利の決定方式を変更

米国連邦準備制度はこのほど(注1)、銀行以外の専業政府証券ディーラーに対する売戻し条件付き買オペレーションの金利をあらかじめ特定していた従来方式を改め、通常のオペレーションの場合と同様に、ディーラーの競争入札によって行なうこととした。

金融筋によると、従来方式にあっては、①短期金利の変動が激しい場合には予定額の購入ができないこともあること(注2)、②同金利の変更が市場に対して連邦準備当局の必ずしも意図しない心理的影響を与えるきらいがあること、にかんがみ、これらの点を是正するために本措置が採られたものである。

(注1) 市場筋では、4月18日の連邦公開市場委員会(Federal Open Market Committee: FOMC)において本措置が決定されたものとみている。FOMCの政策行動記録(record of policy actions)はほぼ90日後に公表されることになっている。

(注2) たとえば、3月初には、金利を4%に決定した直後に市場金利が低下したため、2億ドル以上の購入予定に対して12百万ドルの購入にとどまった由(4月21日付け American Banker 紙)。

◇米国生計費審議会、小企業等に対する賃金価格規制措置の適用を免除

米国生計費審議会は5月1日、被雇用者数60人以下の小企業および小規模の地方自治体に対する賃金価格規制措置の適用を原則として(注1)免除する旨発表した。もっとも、業種的にみて建設業および医療サービス業部門は問題が多いので、規模のいかんにかかわらず引き続きこれを規制対象にとどめおくとともに、当該業種に属する企業等については、値上げに際して物価委員会の事前承認または同委員会への事後報告を要する企業等の規模を一般業種の場合に比べて大幅に引き下げることにより規制を強化することとした(注2)。

同審議会では「今回の措置は、経済安定化計画遂行にあたって不必要な形式主義を排除することにより、同計画の効率的運営および大企業等に対する監督強化を図ろうとするものであって、規制緩和につながるものではない。小企業については、賃金・価格の決定に際して大企業の決定に左右されることでもあり、定期的に調査を行なえば、予期せぬインフレ圧力が生ずることはあるまい」と説明、適用免除対象となる小企業は約5百万社(年間売上げ総額5,000億ドル、全企業売上高の約28%)、従業員約19百万人(全雇用者の約26%)、同じく地方自治体は約67,500団体(全地方自治体の約83%)、職員378千人(自治体職員全体の7%)としている。

なお、年商10万ドル未満の零細小売店(約1.5百万店、全小売店の約75%、全小売店売上高の約15%)については、すでに本年1月以降価格規制の適用が免除されている。

(注1) 建設、医療サービスの2業種については、上記のように引き続き賃金価格規制が適用されるほか、業種のいかんにかかわらず次の場合には被雇用者が60人以下であっても規制をうける。

(1) 年間売上高が50百万ドル以上の企業。

(2) 被雇用者の50%以上が、60人超の労働者を対象とする産業別労働協約(master employment contract)の適用を受けている企業。

なお、企業あるいは地方自治体の被雇用者の50%未満が、60人超の労働者を対象とする産業別労働協約の適用を受けている場合には、当該協約の対象となっている被雇用者の賃金のみが規制をうけ、それ以外の雇用者の賃金は規制を免除される。

(注2) 「第2段階」のガイドラインによれば、値上げに際しては、業種のいかんにかかわらず、①年商1億ドル以上の企業は物価委員会の事前承認を、②年商50百万ドル以上1億ドル未満の企業は同委員会に事後報告を、それぞれ要することとなっているが(46年12月号「要録」参照)、今次措置では、建設、医療サ

サービスの2業種については、①の事前承認の場合は建設50百万ドル以上、医療サービス10百万ドル以上、②の事後報告の場合は建設25～50百万ドル、医療サービス5～10百万ドルにそれぞれ引き下げることとした。

この結果、建設業、医療サービス業のうち96企業等が①に、105企業等が②に新たに組み替えられることになった。

◇米国の1971年の国際収支

1971年の米国国際収支は、純流動性ベースで△220億ドル(前年△38億ドル)、公的決済ベースで△298億ドル(前年△98億ドル)といずれも既往最高の赤字を記録した。

これは、①貿易収支が、米国商品の対外競争力の低下や、日本、西ドイツ等主要相手国との景気のすれ違いに加え港湾スト等のかく乱要因もあって、前年の黒字21億ドルから一転して29億ドルの赤字となったこと(注)、②資

本収支面でも、米欧間の金利差拡大、国際通貨不安などから巨額の長短資本が流出(前年比100億ドル近い悪化をみた誤差脱漏も、その実体は大半が資本流出)したこと、によるものである。この間、貿易外収支は投資収益増を中心にかなりの好転をみた。

(注) 貿易収支が赤字を記録したのは1935年(△60百万ドル)以来のことである(センサス・ベース<△21億ドル>では1888年以後の赤字)。

以上につき商務省の説明をもとに敷えんすれば次のとおり。

(1) 貿易収支面では、輸出が前年比+2%(70年、同+15%)にとどまり、輸出単価の上昇(+3%)を勘案すれば輸出量では前年比微減。これには主要輸出相手国の経済成長率鈍化が大きく響いたほか、世界輸出に占め

米 国 の 国 際 収 支

(単位・百万ドル、季節調整済み)

	1969年	1970年	1971年 (暫定)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期 (暫定)
A. 貿易収支(軍関係を除く)	660	2,110	△ 2,879	248	△ 1,061	△ 540	△ 1,526
(うち 輸 出)	<前年比 +8.6%> (36,490)	<前年比 +15.0%> (41,980)	<前年比 + 1.9%> (42,769)	(11,016)	(10,706)	(11,475)	(9,572)
(" 輸 入)	<前年比 +8.7%> (△ 35,830)	<前年比 +11.3%> (△ 39,870)	<前年比 +14.5%> (△ 45,648)	(△ 10,768)	(△ 11,767)	(△ 12,015)	(△ 11,098)
B. 貿易外収支	1,351	1,480	3,578	902	1,067	596	1,012
(うち 投資収益)	(5,975)	(6,242)	(7,950)	(1,789)	(2,176)	(1,702)	(2,281)
C. 移転収支(軍関係を除く)	△ 2,910	△ 3,149	△ 3,473	△ 770	△ 838	△ 927	△ 939
(うち 政府贈与)	(△ 1,644)	(△ 1,739)	(△ 2,014)	(△ 428)	(△ 483)	(△ 542)	(△ 562)
D. 経常収支(A+B+C)	△ 899	444	△ 2,774	380	△ 832	△ 871	△ 1,453
E. 長期政府資本収支	△ 1,930	△ 2,029	△ 2,382	△ 683	△ 632	△ 523	△ 542
F. 長期民間資本収支	△ 50	△ 1,453	△ 4,128	△ 1,009	△ 1,793	△ 1,797	472
(うち米国の対外直接投資)	(△ 3,254)	(△ 4,445)	(△ 4,526)	(△ 1,370)	(△ 1,393)	(△ 1,404)	(△ 358)
(" 外国の対米直接投資)	(832)	(969)	(△ 192)	(92)	(△ 16)	(△ 388)	(120)
(" 外国の米国民間証券購入)	(3,112)	(2,190)	(2,251)	(559)	(196)	(582)	(914)
G. 基礎的収支(D+E+F)	△ 2,879	△ 3,038	△ 9,284	△ 1,312	△ 3,257	△ 3,191	△ 1,523
H. 非流動性短期民間資本収支	△ 602	△ 545	△ 2,529	△ 381	△ 409	△ 1,008	△ 731
I. S D R 配 分 額	—	867	717	180	179	179	179
J. 誤 差 脱 漏	△ 2,603	△ 1,104	△ 10,878	△ 1,012	△ 2,313	△ 5,283	△ 2,270
K. 純 流 動 性 収 支 (G+H+I+J)	△ 6,084	△ 3,821	△ 21,973	△ 2,525	△ 5,800	△ 9,303	△ 4,345
L. 民間流動資本収支	8,786	△ 6,000	△ 7,794	△ 3,025	53	△ 2,882	△ 1,940
(うち 外銀に対する債務)	(9,166)	(△ 6,507)	(△ 6,902)	(△ 3,065)	(△ 85)	(△ 2,112)	(△ 1,638)
M. 公的決済収支(K+L)	2,702	△ 9,821	△ 29,767	△ 5,550	△ 5,747	△ 12,185	△ 6,285

資料: Department of Commerce; Survey of Current Business, March 1972.

る米国のシェアのいっそうの低下や年後半の港湾ストもある程度マイナス要因となった(港湾ストは輸入より輸出に大きな影響)。

一方、輸入は前年比+15%(70年、同+11%)と増勢を強めた。これは、国内経済のゆるやかな回復を映じた面もあるが、輸入単価の上昇(+5%)に加え、米国の輸入制限実施や通貨調整を見越したかけ込みなどの特殊要因も響いている。また、より長期的には、米国品の国際競争力低下等を映じた外国品への選好増大(輸入性向上昇)があげられる。乗用車をはじめとする消費財(食品を除く)、資本財等最終生産物に対する輸入需要増の傾向は明らかである。

この間、貿易収支の前年比悪化幅50億ドルのうち約8割は、対西欧(21億ドル)、対日本(20億ドル)との取引によるものであった。

- (2) 長期民間資本収支面では、対外直接投資(45億ドルの流出超)はほぼ前年並みの流出にとどまったが、とくに第3四半期までの流出額は、海外子会社(affiliates)の最近数年間の設備投資状況を勘案すれば、子会社の所要資金量をかなり上回っており、その一部は切上げ思惑の対象となった通貨建の資産増(ないし負債減)を意図した繰上げ送金とみられる。一方、外国の対米直接投資は7年ぶりに流出超(2億ドル)に転じた(前年比12億ドルの悪化)が、これは主として第3四半期における対日流出(日本商社在米支店によるドル切下げ見越しの対本社勘定増)によるものであった。
- (3) 非流動性短期民間資本収支は、8月初および12月を中心に25億ドルの流出超(前年比20億ドルの悪化)となったが、第4四半期に輸出信用が対外投融資ガイドラインの対象外となったことも一因。
- (4) 誤差脱漏は△109億ドルと純流動性収支赤字の半ばを占める未曾有の流出超(前年流出超11億ドル)を記録。これは、①個人、企業、銀行以外の金融機関がドル資金を他通貨にシフトさせたこと、②通常の貿易取引におけるリーズ・アンド・ラグズが生じたこと、などによる。なお、年後半におけるこうした動きの大半は日本向けのものであった。
- (5) 民間流動資本収支は78億ドルの流出超(前年流出超60億ドル)であったが、その大半は、米欧間の金利差(および一部にはドル切下げ思惑)を映じた米銀(在米外銀支店を含む)による外銀(在外米銀支店を含む)への債務返済によるものであった。

欧州諸国

◇E E C各国中央銀行、域内諸国通貨に対する介入点を発表

E E Cは、本年4月10日の中央銀行総裁会議における決定(4月号「要録」参照)に基づき、4月24日から域内通貨相互間における為替変動幅の縮小を実施したが、これに先立ち、フランス銀行は4月20日、ブンデスバンク、イタリア銀行、オランダ銀行およびベルギー国民銀行は同21日、それぞれの域内諸国通貨に対する介入点を発表した。一方、73年にE E C加盟を予定される4か国も、4月24日の拡大蔵相会議(非公式)における合意に基づき、英国、アイルランド、デンマークは5月1日から、ノルウェーは5月23日から、それぞれ上記変動幅縮小に参加、これに伴い英蘭銀行、デンマーク国民銀行およびノルウェー銀行はE E C諸国通貨等に対するそれぞれの介入点を発表、またE E C各国中央銀行も、英ポンド、デンマーク・クローネおよびノルウェー・クローネに対する介入点を発表した(なお、アイルランド・ポンドは英ポンドと等価)。

各国中央銀行の発表にかかる介入点は別表のとおり。

◇英国、IMF債務を完済

1. 英国政府は4月28日、IMFに対する債務1,150百万SDR(うち200百万SDRは、既往IMF引出しにかかる手数料のポンドによる支払分)の返済を実行、これにより英国の対IMF債務は完済された。
2. 英国の今次返済にあたっては、英国が高水準の外貨準備を擁する現状から、その返済能力には問題がなかったものの、IMFの保有米ドル額が米国のIMF割当額の75%をこえている(本年2月末で91%)ため、英国は返済にあたり米ドル使用を認められず(注1)、その返済方法が問題とされたが、結局、先進諸国間の協力により、以下の方法で返済が実行された。

	百万SDR
SDRによる返済	425
うち 英国保有分	400
カナダからの英ポンド対価買入れ分(注2)	25
金による返済 (全額カナダから英ポンド対価(注2)買入れ)	25
米ドル以外の交換可能通貨による返済	500
うち オーストリア・シリング (オーストリアから米ドル対価買入れ)	20

E E C 各国中央銀行の介入点

		ドイツ・マルク (DM)	フランス・フラン (FF)	イタリア・リラ (Lit)	オランダ・ギルダー (Fl)	ベルギー・フラン (BF)	英ポンド (£)	デンマーク・クローネ (DK)	ノルウェー・クローネ (NK)
ブンデスバンク	買相場 売 "	/	100FF = 61.590DM " = 64.425DM	1,000Lit = 5.418DM " = 5.668DM	100Fl = 97.105DM " = 101.575DM	100BF = 7,031DM " = 7,354DM	1£ = 8.2100DM " = 8.5880DM	100DK = 45.1400DM " = 47.2200DM	100NK = 47.415DM " = 49.595DM
フランス銀行	買相場 売 "	100DM = 155.220FF " = 162.360FF	/	1,000Lit = 8.6015FF " = 8.9975FF	100Fl = 154.155FF " = 161.250FF	100BF = 11.1610FF " = 11.6745FF	1£ = 13.0335FF " = 13.6335FF	100DK = 71.66FF " = 74.96FF	100NK = 75.270FF " = 78.735FF
イタリア銀行	買相場 売 "	1DM = 176.43Lit " = 184.55Lit	1FF = 111.14Lit " = 116.26Lit	/	1Fl = 175.23Lit " = 183.29Lit	1BF = 12.6865Lit " = 13.27Lit	1£ = 1481.50Lit " = 1549.75Lit	1DK = 81.45Lit " = 85.20Lit	1NK = 85.55Lit " = 89.50Lit
オランダ銀行	買相場 売 "	100DM = 98.45Fl " = 102.98Fl	100FF = 62.015Fl " = 64.870Fl	10,000Lit = 54.56Fl " = 57.07Fl	/	100BF = 7.079Fl " = 7.405Fl	1£ = 8.2665Fl " = 8.6470Fl	100DK = 45.450Fl " = 47.545Fl	100NK = 47.740Fl " = 49.935Fl
ベルギー銀行	買相場 売 "	1DM = 13.5980BF " = 14.2235BF	1FF = 8.5655BF " = 8.9600BF	100Lit = 7.5355BF " = 7.8825BF	1Fl = 13.5045BF " = 14.1265BF	/	1£ = 114.18BF " = 119.435BF	1DK = 6.2775BF " = 6.5665BF	100NK = 659.40BF " = 689.65BF
英 蘭 銀 行	買相場 売 "	1£ = 8.588DM " = 8.21DM	1£ = 13.6335FF " = 13.0335FF	1£ = 1549.75Lit " = 1481.5Lit	1£ = 8.647Fl " = 8.2665Fl	1£ = 119.435BF " = 114.18BF	/	1£ = 18.6015DK " = 17.7835DK	1£ = 17.71NK " = 16.93NK
デンマーク国民銀行	買相場 売 "	100DM = 211.775DK " = 221.535DK	100FF = 133.405DK " = 139.550DK	100Lit = 1.17370DK " = 1.22775DK	100Fl = 210.33DK " = 220.02DK	100BF = 15.229DK " = 15.930DK	1£ = 17.7835DK " = 18.6015DK	/	100NK = 102.700DK " = 107.425DK
ノルウェー銀行	買相場 売 "	100DM = 201.635NK " = 210.905NK	100FF = 127.010NK " = 132.855NK	100Lit = 1.1173NK " = 1.1689NK	100Fl = 200.26NK " = 209.47NK	100BF = 14.500NK " = 15.165NK	1£ = 16.93NK " = 17.71NK	100DK = 93.09NK " = 97.37NK	/

- (注) 1. EEC各国中央銀行による域内他国通貨の買入れおよび売却相場(これら 相場の範囲内で各国中央銀行が市場介入を行なうときは、他国中央銀行の同意を要することとなっている)。
 2. 各国中央銀行の介入点発表表式に従い表示(したがって、英蘭銀行については外貨建、その他各行については自国通貨建)。
 3. 買入れおよび売却相場は、1971年12月の通貨調整による各国通貨の対米ドル中心為替相場から裁定した域内通貨間の基準となるべき相場から上下各2.25%の幅で計算したものとみられている。ただし、具体的計算方法は未詳で、各国中央銀行の発表した相場の実数は各国における相場の建て方(外貨建か邦貨建か)、端数調整等の相違もあり厳密に上記基準となるべき相場の上下各2.25%とはなっていない。
 4. ベネルクス3国間の通貨協定(相互間の為替変動幅を裁定相場の上下各1.5%の範囲内に維持)は、上記EEC域内変動幅縮小実施後も存続を認められており、これに基づくオランダ銀行のベルギー・フランに対する介入点は買相場 100BF=7.1320 Fl、売相場 100BF=7.3490 Fl、またベルギー国民銀行のオランダ・ギルダーに対する介入点は買相場 1Fl=13.6065BF、売相場 1Fl=14.0210BF。

百万 SDR

ベルギー・フラン (ベルギーから米ドル対価買入れ)) 85	(1,249 百万米ドルまたは479百万ポンドと等価)
カナダ・ドル (カナダから) 15	(注1) IMF協定第5条第7項(C) 「前記の(b)に定める調整(一定の条件の下での、加盟国による基金保有自国通貨の買戻し義務)は、次に掲げる程度に及んではならない。……(iii)買戻しに使用されるべき通貨の基金保有額が当該加盟国の割当額の75%をこえる程度」。
フランス・フラン (フランスから) 20	(注2) 金およびSDRの対価としてカナダに支払われた英ポンドは、英国当局により米ドルに交換される予定。
ドイツ・マルク (西ドイツから) 150	(注3) 本文指摘のとおり、IMFへの債務返済にあたっての米ドル使用は現在認められないが、米国はゴールド・トランシュの範囲内(本年2月末残高、603百万SDR)で米ドルを対価としてIMFから他国通貨を引き出すことはできる。
イタリア・リラ (イタリアから) 50	
日 本 円 (日 本 か ら) 70	
オランダ・ギルダー (オランダから) 90	

◇英国政府、印紙税減税を発表

米国のIMFからの英ポンド引出し(注3)による
 英国の返済所要額縮減
 合計

200
1,150

バーバー英蔵相は4月20日、民間における住宅購入の
 いっそうの進歩を図るため、住宅購入にかかる印紙税
 (Stamp duty)を次のとおり減税する旨発表した(本年8

月1日以降実施予定)。

なお、減税額は、72年度21百万ポンド(平年度33百万ポンド)の見込み。

税 率	住 宅 購 入 価 格	
	現 行	改 訂
0 %	0～5.5千ポンド	0～10千ポンド
0.5 %	5.5千ポンド超～ 7千ポンド	10千ポンド超～ 15千ポンド
1.0 %	7千ポンド超	15千ポンド超

◇英蘭銀行、タップ国債の売出し方法を変更

英蘭銀行は4月28日、タップ国債の売出し方法に関し、従来はタップ国債の売出し価格を原則として1週間ごとに公表し、市場の情勢に特別の変化がないかぎり英蘭銀行はこの公表価格で売り応ずることとしていたのを改め、今後は市場から買い注文が出てきたつどその時の市場価格で売り応ずることとした。

本措置は、71年5月から新金融調節方式の一環として実施された長期国債価格支持操作の停止(46年6月号「要録」参照)を補完し、国債市場の自由化をいっそう推進する方針に基づき採られたものとみられている。

◇英国、短・中期国債を発行

英国大蔵省は4月28日、短・中期国債の発行を発表した。発行要項はそれぞれ次のとおり。

	短期国債	中期国債
発行日	5月3日	5月3日
発行額	5億ポンド	5億ポンド
償還期限	1977年3月10日	1985年1月26日～ 1988年1月26日
表面金利	6.25 %	7.75 %
発行価格	101.25 ポンド	97.5 ポンド
応募者利回り	5.96 %	8.03 %

今次国債発行は、本年8月初までに満期の到来する既償債(総額約11億ポンド)の借換えを目的とするものである。また、財政赤字補てんのための国債大量発行を控え、今後の市場対策の弾力化を図るため英蘭銀行手持ちタップ国債の期間構成を多様化する配慮が払われたものとみられている。

◇イタリア、協定預金金利を引下げ

イタリア銀行協会は4月13日、4月末で期限切れになる大手商業銀行等14行の預金金利協定を5月1日以降1

年間期限延長するとともに、最高金利を0.5～1.0%引き下げることを決定した。今回の金利引下げは最近の貸出金利の低下傾向に伴う預貸金利差の縮小にかんがみかねてから予想されていたものの、4月10日の公定歩合引下げ等金融緩和措置の決定が直接の契機になったものである。5月1日以降の協定金利は次のとおり(単位・%、カッコ内は旧レート)。

	営業預金	貯蓄預金
5百万リラ未満(基準金利)	0.50(0.5)	1.25(1.25)
5～20百万リラ(〃)	2.00(2.00)	
20～50百万リラ(最高金利)	3.50(4.00)	3.50(4.00)
50～250百万リラ(〃)	4.00(4.75)	4.00(4.50)
250百万リラ以上(〃)	4.50(5.50)	4.50(5.25)

(注) なお、営業預金、貯蓄預金とも、期間を6～18ヵ月据え置く場合は0.25%高の金利が適用される。

◇スイス、外資流出措置を強化

スイス国民銀行は5月3日、外資流出をいっそう促進し過剰な国内流動性を除去するねらいから、スイス・フラン建外債の発行代り金の取扱いに関する3大商業銀行との申合せ(3月号「要録」参照)等の改正を次のように発表した。

(1) イ、スイス国内で起債されるフラン建外債または非居住者による借入れについては、発行代り金ないし借入金金の40%相当額をスイス国民銀行において米ドルに交換することとする(従来は同25%)。残余の60%は従来どおり為替市場で自由に交換することができる。

ロ、上記交換義務にかかるフランの対米ドル交換レートを1ドル=3.88フラン(セントラル・レート比、自国通貨建△1.04%)に引き上げる(従来は介入下限点<ドル高>の1ドル=3.9265フラン)。

(2) さる4月6日発表の対外債務に対する最低預金制度の解釈厳格化(注)(4月号「要録」参照)によって生じた市中銀行の国民銀行預け金増加額(総額1,223百万フラン)の範囲内で、預託銀行は国民銀行において1ドル=3.88フランで米ドルを購入することができる。

(注) 実際には上位数行に対し国民銀行が個別に指示した模様であるが、詳細は明らかにされていない。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開発銀行、第5回年次総会を開催

アジア開発銀行では、4月20日から3日間、オースト

香港の1972年度予算

(単位・百万香港ドル)

	歳入	歳出	収支じり
1971年度予算(A)	3,098	2,936	162
同実績見込み(B)	3,468	2,930	538
1972年度予算(C)	3,727	3,657	70
同増加率 $\left(\frac{C}{A}\right)$	20.3%	24.6%	
〃 $\left(\frac{C}{B}\right)$	7.4%	24.9%	

リアのウィーンにおいて第5回年次総会を開催した。総会には加盟37か国(注1)が出席し、1971年度の年次報告、会計報告、純収入の配分および1972年度予算を承認した。

席上、わが国代表は、①先進各国の全面的な協力が得られるならば、わが国は今後の特別基金増額分の3分の1を負担する用意がある、②わが国の負担が決まった場合には72年中に120億円の拠出(注2)を行ないうよう法案を国会に提出中である、③アジア開銀が希望するならば、わが国における起債に事情が許すかぎり協力する、旨を発言し注目された。

なお、第6回年次総会は、73年4月26日から3日間、本店所在地のマニラで開催されることとなった。

(注1) 郵便投票による総務会で本年3月23日に加盟を承認されたトンガ王国は、同月29日、応募資本(60千ドル)を払い込み正式に加盟が成立、加盟国数は37か国となった。

(注2) わが国は特別基金に対し71年末現在360億円を拠出済み。

◇香港、1972年度予算案を発表

香港政庁は、3月1日の立法議会(Legislative Council)において1972年度(1972年4月～73年3月)予算案を発表した。

これによると、歳入は37.2億香港ドルと例年どおり固めに見積もる(前年実績見込み比7.4%増)一方、歳出は36.5億香港ドルと前年を大幅に上回る(前年実績見込み比24.9%増)積極予算が計上されており、この結果、収支じりは70百万香港ドルの歳入超と前年の黒字幅(当初予算162百万香港ドル)の半分以下となっている。

このように、積極的な予算が組まれたのは、輸出不振による景気停滞のおりから、社会開発関係費の増額を中心に景気浮揚策を採る一方、低所得者、中小企業の救済等民生安定を図る必要に迫られたためとみられる。なお、財政の累積黒字は前年度末で39億香港ドルにも達している。

歳出入別に特徴をみると概略以下のとおり。

- (1) まず、歳入面では民生安定のため中・低所得者層を対象とした税の軽減ないし撤廃があげられる。すなわち、給与所得税(Salary Tax)の累進税率の引下げが行なわれたほか、石油製品(灯油、潤滑油、軽油、LPガス、ジーゼル油)やメチル・アルコールの消費税が撤廃された。
- (2) 一方歳出面では、水資源確保のためのダム建設関係費の急増(71年度175百万香港ドル、72年度439百万香港ドル)や、技術者不足解決のための工業技術学校建設準備費(70百万香港ドル)の初計上などから社会開発関係費が前年に比べ7割方ふえているほか、社会福祉

関係費も前年に引き続き多額(歳出総額の36%)の支出が予定されている。

そのほかでは、不況対策としての中小企業向け直接融資資金(総枠30百万香港ドル)の計上や、英軍に対する防衛分担金支出の肩代わり増(71年度38百万香港ドル、72年度133百万香港ドル)が目だっている。

◇フィリピン、外貨預金法を制定

フィリピンでは1970年7月以降、中央銀行通達により外貨預金制度を実施していたが、4月4日、マルコス大統領は本制度に関する法律案に署名した。本制度は、もともと70年の外貨危機に対する経済安定化政策(45年3月号、6月号「要録」参照)の一環として導入されたもの(現在の残高は2億ドル強といわれる)で、シンガポール等に次ぐアジア・ダラー市場育成のねらいもあるとみられている。

制度の内容は次のとおり。

- (1) 取扱通貨
米ドル、日本円、ドイツ・マルク、スイス・フラン、カナダ・ドル、オランダ・ギルダー、イタリア・リラ、ポンド・スターリングの8種類。
- (2) 取扱方式
預金勘定のほか、信託勘定、預り証ないし約束手形の発行の諸形態を認め、匿名口座の開設も許可する。
- (3) 優遇措置
預金元本、利息の外貨送金保証および非居住者預金利息の免税。
- (4) 支払準備
取扱銀行等は、受入れ預金の15%を中央銀行に外貨で預金する義務を負う。
- (5) 資産運用
運用形態は100%外貨資産とし、外貨預金のほか、外貨貸付、外貨建短期証券の購入が認められる。外貨貸付先としては、外国企業および国内企業のうち輸出関連ないし投資委員会指定の企業が認められている。

◇南ベトナム、為替レートを改訂

南ベトナム為替委員会(外国為替管理機関、昨年11月設置)は、国際収支の悪化に対処するため、2月12日の輸入レート切下げ(3月号「要録」参照)に続き3月4日、4月28日の再度にわたり為替レートを5〜15ピアストル切り下げ、次のとおりとした。なお、政府取引に適用されていた1米ドル当り118ピアストルのレートは4月1日以降廃止され、為替レートは2本建に簡素化された(単位・1米ドル当りピアストル)。

	新レート (3月4日および 4月28日改訂後)	旧レート (2月12日 改訂後)
輸出・貿易外	420	410
輸入		
一般物資	420	405
米国援助物資	285	280
政府取引	—	118

◇豪州、減税等による景気刺激策を実施

豪州政府は4月11日、減税を支柱とした景気刺激策を次のとおり発表、ただちに実施した。

- (1) 所得税率を現行の5.0%から2.5%に引き下げる。
- (2) 老齢および傷病年金を週当り1豪ドル増額する(注)。
- (3) 同一投資家が1年半以上所有していた株式の売買益については、課税を免除する。

同国では、過去3年間にわたった羊毛市況低迷の余波や小麦減産による農業の不振から景気が後退、本年3月末の失業率は1.75%(前年同期1.17%)と同国としてはかなりの高水準に達したため、消費需要の喚起をねらって今回の措置を実施したものである。

(注) 従来の老齢および傷病年金支給額(Age and invalid pensions)は、配偶者の有無、保有財産の多寡などによって若干の差があるが、おおむね1人当り週15豪ドル程度。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、西ドイツとの長期貿易協定に仮調印

ソ連・西ドイツ間の長期貿易協定(有効期限74年末)が、4月7日モスクワで仮調印された。同協定は、両国間の貿易の発展と経済協力の拡大のために両国がいっそう努力すべき旨を述べており、具体的には工業プロジェクトの建設、特許およびライセンスの相互交換などについて定めている。

ソ連・西ドイツ間の貿易は、1963年末にそれまでの貿易・支払協定が期限切れとなって以来、無協定のままとなっていた。この間、70年8月に西ドイツで4,760品目

(西ドイツの輸入品目の約半数)のソ連製品輸入自由化措置が採られたこともあって、両国間の貿易は65〜71年で2.7倍と飛躍的な拡大を示し、西ドイツは71年には、ソ連の貿易相手国として資本主義諸国中日本に次ぐ地位を占めるに至った。

今回両国間に貿易協定が結ばれた目的は、70年8月の独ソ条約締結などによる両国の関係正常化に応じて、経済面でも結びつきをいっそう強めることに置かれており、とくに同協定を基礎として、西ドイツは今後ソ連に対し機械・設備等資本財輸入のいっそうの増大を求め、ソ連は西ドイツに対ソ輸入自由化率(現在60%)を東欧諸国並み(同84%)に高めることを要求するものとみられている。なお、西ドイツは、すでにポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ブルガリアなどの東欧諸国と長期貿易・経済・技術協力協定を結んでいる。

◇ソ連、イラクとの友好協力条約に調印

ソ連とイラクは4月9日、友好協力条約(有効期間15年)に調印した。同条約は、政治、経済、科学、技術、軍事等の広範な分野における両国の緊密な協力関係を定めているが、とくに今後イラクの石油開発に対して、ソ連が積極的に参加する旨明らかにしており、これまで中東石油資源の確保をねらい中東諸国に接近を図ってきたソ連が、原油の供給源をイラクに確保したものと注目されている。

ソ連は、米国に次いで世界第2位の原油産出国で、従来ルーマニアを除く東欧諸国に対し大量の原油を供給してきたが、国内の需要の増大から、将来は需給の窮迫が見込まれる状況にある。このため、これまでも中東地域に原油補給基地を確保するねらいから、イラクに対し北ルメイラ油田(1972年操業開始)開発資金として69〜70年に合計104百万ドルの借款を供与し、その返済を原油(72〜74年に合計5百万トン)で受ける契約を結ぶなど、協力関係の強化に努めてきた。

今回の条約締結によって、ソ連は今後北ルメイラ以外の地域でも大規模な石油資源開発を進めるものとみられており、すでに両国間でソ連が72〜76年に72百万ドル相当の設備・資材を供与し、原油によって返済を受ける契約が合意に達しているといわれている。

さらにソ連は、リビア、シリア等のOPEC(石油輸出国機構)諸国に対しても接近を図っていると伝えられており、これが今後西側国際石油資本との利権の対立を激化させることになるとの見方も出ている。